愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業

落札者決定基準

令和2年3月

愛知県

- 目 次 -

1	落札者決定基準の位置づけ	1
2	事業者選定の概要	1
(1)事業者選定の方法	
(2	2)審査の進め方	
(3	3)審査体制	
3	資格審査	1
4	提案審査	3
(1)。基礎審査	
(2	2)総合評価	
5	落札者の決定	4

1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準(以下「本基準」という。)は、愛知県(以下「県」という。)が愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者の選定を行うにあたり、委員会において、最も優れた応募グループを選定するための方法や評価項目等を定めるものです。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとします。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の 定義と同じものとします。

2 事業者選定の概要

(1) 事業者選定の方法

事業者の選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般 競争入札とします。

本事業は、県営住宅整備業務(本体事業)、生活支援施設等整備業務(付帯事業)及び提案に応じて行う用地活用業務(付帯事業)の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつサービスの提供を求めるものであり、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、設計、建設及び工事監理等に関する能力等を総合的に評価します。

(2) 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施します。「提案審査」は、入札書に記載された入札金額が、予定事業価格から消費税及び地方消費税相当額を減じた額(以下「予定価格」という。)以下であることの確認や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、入札価格や提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行います。(図1参照)

(3)審査体制

県が設置した委員会は、以下4名の委員により構成されます。(敬称略)

委員長 奥宮 正哉 (名古屋大学大学院教授)

委員 玉井 寿樹 (名古屋大学大学院准教授)

委員 毛利 志保 (日本福祉大学准教授)

委員 金田 高幸 (愛知県建築局建築指導監)

3 資格審査

応募グループからの参加書類をもとに資格審査を行います。資格審査の結果、入札参加資格を充足していない応募グループは、失格とします。なお、資格審査に係る入札参加資格は、入札説明書に示します。

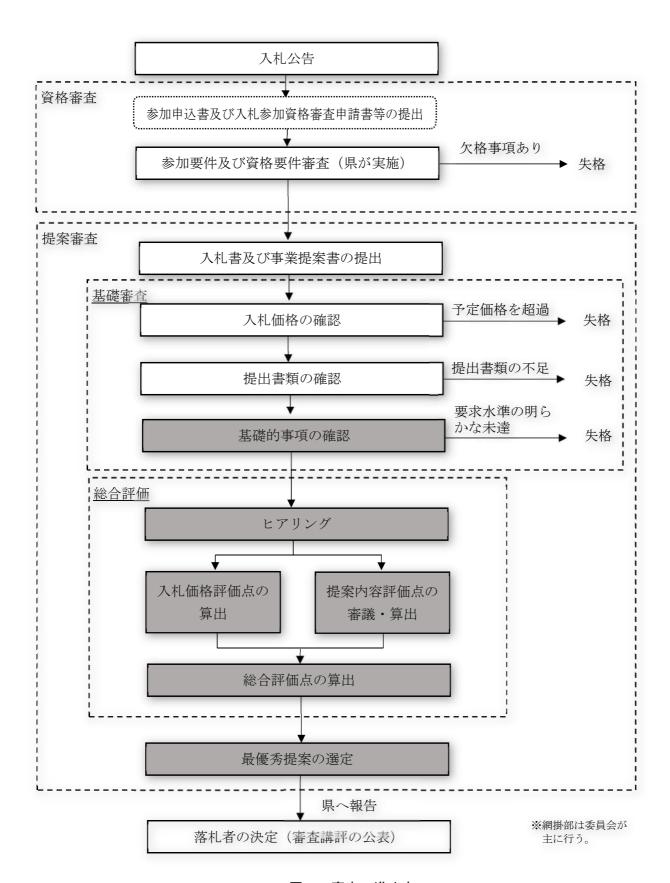


図1 審査の進め方

4 提案審査

(1) 基礎審査

本審査では、委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

ア 入札価格の確認

県は、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)が予定価格以下であることの確認 を行います。予定価格を超える入札参加者は、失格とします。

イ 提出書類の確認

提出書類の確認項目は**表 1** のとおりです。提出を求めている書類が揃っていない場合は失格と します。

	衣· 龙山自然W唯即为口
確認項目	確認内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか、また、指定した様式に必要事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは

表 1 提出書類の確認項目

ウ 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、県の要求する水準及び性能に適合していることを「要求水準書」及び<様式21>「基礎的事項に関する確認書」に基づき確認します。事業提案書の内容に県の要求する水準及び性能を明らかに満たさない事項がある場合には失格とすることがあります。

(2)総合評価

ア ヒアリング

事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のため、委員会が必要であると判断した場合は基 礎審査を通過した入札参加者に対して、ヒアリングを行います。

イ 入札価格の評価

入札参加者の入札価格及び活用用地購入提案価格に対して、以下の考え方に基づいて点数化を 行います。なお、算出された点数の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値 とします。

※1:A=40× {(予定価格) / (予定価格+活用用地取得費用の参考価格)}

※2:B=40× {(活用用地取得費用の参考価格) / (予定価格+活用用地取得費用の参考価格)}

※活用用地取得費用の参考価格は敷地E+敷地Gの価格(687,000,000円)とします。

※活用用地を取得しない提案に対する「活用用地購入提案価格に関する評価点」は、0点とします。

ウ 提案内容の評価

提案内容を**表2**に基づき採点します。なお、採点基準による採点は、評価項目ごとに各委員が評価し、各委員の平均点の小数点以下第3位を四捨五入して算出します。

ただし、評価項目「2 県営住宅の整備」のうち「(4)維持管理への配慮(定量的)」、評価項目「4 活用用地の計画」のうち「活用計画(土地売買契約の確実性)」については、定められた計算式により算出し、小数点以下第3位を四捨五入して算出します。なお、算出値が配点を超える場合は、配点を上限とします。また、算出値がマイナス値となる場合は、0点とします。

また、活用用地を取得しない提案に対する評価項目「4 活用用地の計画」のうち「(1)活用の方針」及び「(2)活用計画(土地売買契約の確実性を除く)」の評価は「D」とし、「活用計画(土地売買契約の確実性)」の評価点は、0点とします。

提案内容評価点= I 提案内容に関する評価 + II 企業の技術力及び配置予定技術者の施工実績等

評価評価内容採点基準A特に優れている配点×1.00B優れている配点×0.75Cやや優れている配点×0.50D要求水準を満たしている程度配点×0.25

表2 評価項目ごとの採点基準

提案内容の評価項目等及び配点は表3、具体的な項目、評価の視点等は表4のとおりです。

工 総合評価

入札価格評価点(40点満点)と提案内容評価点(60点満点)を合計して総合評価点を算出します。

総合評価点(100点満点)

= 入札価格評価点(40点満点) + 提案内容評価点(60点満点)

5 落札者の決定

委員会は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、同点の者の中から提案内容評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定し、提案内容評価点が同点の場合は、当該者がくじ引きを行い、最優秀提案者を選定します。

県は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を応募グループの代表企業に通知するとともに公表します。

表3 評価項目等及び配点

	表3 評価項目等及び配点 	配,	5			
I	提案内容に関する評価	AD,	· · ·			
_	1 基本方針・実施体制等					
	(1) 本事業に関する基本方針	3				
	(2) 事業実施体制	2	_			
	(3) 事業の安定性・リスク管理	2	9			
	(4) 地域経済等への貢献	2				
	2 県営住宅の整備					
	(1) 団地計画	6				
	(2) 住棟・住戸計画	5	20			
	(3)維持管理への配慮(定性的)	4	20			
	(4)維持管理への配慮(定量的)	5				
	3 工事中の環境対策・安全管理					
	(1) 施工計画	2				
	(2) 工事中の環境対策	2	7			
	(3)安全管理	3				
	4 活用用地の計画					
	(1)活用の方針	4				
	(2)活用計画(土地売買契約の確実性を除く)	7	16			
	活用計画(土地売買契約の確実性)	5				
	I 小計	5 :	2			
П	企業の技術力及び配置予定の技術者の施工実績等					
	5 企業の技術力に関する事項					
	(1) 施工実績等	2.5				
	(2)工事成績	0.5	4			
	(3)優良工事表彰	0.5	4			
	(4) ISO9001	0.5				
	6 配置予定技術者の能力に関する事項					
	(1) 施工実績等	2. 5				
	(2)工事成績	0. 5	4			
	(3)CPD実績	1				
	Ⅱ 小 計	8				
	<u></u> 合 計	6 ()			

表 4 評価項目の具体的な項目・評価の視点等

I 提案内容に関する評価

具体的な項目	評価の視点	様式	配点
実施体制等			9
本事業の事業目的 及び事業内容を踏 まえた基本方針の 提案	・事業目的及び事業内容を踏まえた基本方針 の内容及び本事業に対する取り組み内容	様式 22	3
代表企業、構成員 の役割、責任の明 確性、適切性	・代表企業及び各構成員の役割分担や責任分 担の適切性及び自己モニタリング体制の内 容	様式 23	2
県への報告・連絡 体制、協議の仕組 みの構築	・県が行うモニタリングへの協力体制、県への報告・連絡、協議の仕組みの内容		
事業収支計画の適 切性	・資金調達の方法等 ・事業資金の不足 (予期せぬ費用負担等) への対応方法	様式 24	2
リスク分析を踏ま えたリスク低減・ 防止策、リスクへ の対応策	・的確なリスク分析によるリスクの低減・防止 策等の内容		
事業者の地域経済 への貢献や地域社	・県産資材の活用などによる地域経済への貢献の内容	様式 25	2
会への貢献	・応急修理等に関する協定の締結状況(※1)、 あいち女性輝きカンパニーの認証状況(※ 2)、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼ し認定)状況(※3)や地域コミュニティの 形成に資する取組など、地域社会への貢献 内容		
	※1) 災害救助法第4条に基づく応急仮設住宅の建設または住宅の応急修理に関する内容で、愛知県との協定の有無 ※2) 愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「認証書」の有無(認証年月日が技術資料を提出する前日までのもの) ※3) 都道府県労働局が発行する「基準適合一		
	本事業の事業目的路 事業業基本 表企業、構成の明確性、 場面の構築、 事業性、 の報告の報題の 事業を 事業を 事業を 事業を ののでである。 事業を ののでである。 事業の ののでである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので	本事業の事業目的 及び事業内容を踏まえた基本方針 の内容及び本事業に対する取り組み内容 提案 代表企業、構成員 の役割、責任の明確性、適切性 県への報告・連絡 体制、協議の仕組 みの構築 事業収支計画の適切性 リスク分析を踏まえたリスクの低減・ 助止策、リスクへの対応策 事業者の地域経済への貢献や地域社会への貢献 会への貢献 ・県産資材の活用などによる地域経済への貢献を力容 ・原産資材の活用などによる地域経済への貢献を加いた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本事業の事業目的 及び事業内容を踏まえた基本方針 の内容及び本事業に対する取り組み内容 提案 代表企業、構成員 の役割、責任の明確性、適切性 県への報告・連絡 体制、協議の仕組 みの構築 事業収支計画の適 ・資金調達の方法等 ・事業資金の不足(予期せぬ費用負担等)への対応方法 リスク分析を踏ま えたリスク低減・防止策、リスクへの対応策 事業者の地域経済 への貢献や地域社会への貢献 ・応急修理等に関する協定の総結状況(※1)、あいち女性輝きカンパニーの認証状況(※2)女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)状況(※3)や地域コミュニティの形成に資する取組など、地域社会への貢献内容 ※1)災害教助法第4条に基づく応急仮設住宅の建設または住宅の応急修理に関する内容で、愛知県との協定の有無 ※2)愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「認証書」の有無(認証年月日が技術資料を提出する前日までのもの) ※3)都道府県労働局が発行する「基準適合

評価項目	具体的な項目	評価の視点	様式	配点
		技術資料を提出する前日までのもの)。一般 事業主行動計画の策定義務がない(常時雇 用する労働者の数が300人以下。)について は、平成31年4月1日から令和3年3月31 日までの間に限り、都道府県労働局に届出 をした行動計画策定届(計画期間が満了し ていない行動計画に限る。)の写しの有無。		
2 県営住宅の	整備			20
(1)団地計画	周辺地域への配慮、意匠・景観計画 安全・防犯対策、ユニバーサルデザインへの配慮	・日影・風害・電波障害等について周辺の居住環境への配慮の内容 ・周辺住民のプライバシー確保や圧迫感の軽減、通風阻害等に対する配慮の内容 ・建替住棟や付帯施設等の色彩、デザイン、配置等の内容 ・緑化等による周辺地域との調和、ヒートアイランド対策の内容 ・歩車分離や車両等の出入り口に配慮した安全な計画の内容 ・防犯灯の設置や死角の除去等、防犯に配慮した計画の内容 ・ユニバーサルデザインの考えを取り入れた誰もが生活しやすい環境づくりに対する配慮の内容	様 26 33 ※1	6
	良好なコミュニティ形成 環境共生への配慮 敷地内通路の整備	・建替住棟等と近隣施設等との一体性への配慮の内容 ・外部空間等の共用スペースについて、日常的な交流の場としての活用の内容 ・CASBEE あいちによる評価や循環型社会の実践など、地球環境への配慮の内容 ・敷地内通路の整備		
(2) 住棟・住 戸計画	配置計画等	 ・入居者相互の日常的なコミュニケーションが図られるための住戸・共用部の配置の工夫や空間設置の内容 ・入居者の日常生活における動線を考慮した住棟や付帯施設の配置計画 ・適切な隣棟間隔や地形に応じた住棟配置など、良好な居住環境の内容 	様式 27 · 34 ※2	5

評価項目	具体的な項目	評価の視点	様式	配点
	住戸内計画	・防災や防犯に関する適切な対策による、安全 性確保の内容		
		・通風・採光、プライバシーの確保等に配慮した居住空間の内容		
		・入居者にとって使いやすく、便利な間取りや 建具、設備の提案内容		
		・入居者構成や将来的な生活様式の変化への 対応の内容		
(3)維持管理 への配慮(定	定性的なライフサ イクルコストの縮 減	・耐用年限70年を前提としたライフサイクルコスト(LCC)の観点からの、耐久性や将来にわたる維持管理コストの縮減、更新性やメンテナンス性の向上の内容	様式 28	4
性的)	建築資材や設備機 器等の選定	・計画修繕や空家修繕に対する配慮の内容		
(4)維持管理 への配慮(定 量的)	定量的なライフサ イクルコストの縮 減	・ライフサイクルコストの縮減量 評価点= (1 - (③+④) / (①+②)) × A ①県の予定価格 ②県仕様の改修費用 ③提案者の入札価格 ④提案者の改修費用 A:100	様式 29	5
3 工事中の環境	竟対策・安全管理			7
(1)施工計画	無理のない施工計画	・建替手順を踏まえた入居者の移転計画を適 切に策定し、無理のない施工計画や工期短縮 の提案の内容	様式 30	2
	品質管理	・杭工事やコンクリート工事など、現場で行う 工程の具体的かつ効果的な品質管理の内容		
(2)工事中の	環境負荷低減の工 夫	・建設廃棄物の適正な処理や資源リサイクル 等の環境負荷低減を図るための工夫の内容	様式 31	2
環境対策	周辺の生活環境等への配慮	・周辺の生活環境・営農環境や道路交通への影響を最小限に抑える工夫や対策の内容		

評価項目	具体的な項目	評価の視点	様式	配点
	工事中の安全確保 等	・入居者等の安全の確保、入居者等への周知方 法や対応窓口設置の内容	様式 3 2	3
(3)安全管理	災害の発生防止等	・災害の発生防止や周辺地域への災害波及防止の内容		
	緊急時の対応	・万一の事故発生時の処置の内容		
4 活用用地の記	計画			16
(4) 778 - 1	地域ニーズを把握した計画	・多様な住宅・住環境づくり及び生活支援施設等に関する提案の内容	様式 33	4
(1)活用の方 針	相乗効果の発揮	・本体事業と一体的に実施することにより発 揮する良好な住環境の実現や、コスト縮減な どの相乗効果の内容	3 5 ※3	
	事業実施の確実性	・確実かつ安定的な事業実施に関する根拠等の内容	様式 3 4	7
	地域のまちづくり への配慮	・地域のまちづくりに資する計画の内容	36	
	土地の有効な活用	・高齢者世帯・子育て世帯等のための生活支援 施設等の提案の内容	※ 4	
(2)活用計画	用地周辺の環境への配慮	・日影や風害等の影響が生じないなど、事業用 地周辺の環境への配慮の内容		
	土地売買契約の確 実性	 ・㎡単価の比較による土地売買契約の確実性 評価点= ((②/①) -1) × A ①県の㎡単価 ②提案者の㎡単価 A:100 	様式 3 7	5

- ※1 生活支援施設等を建替集会所内で整備する場合、様式26と様式33により評価します。
- ※2 生活支援施設等を建替集会所内で整備する場合、様式27と様式34により評価します。
- ※3 活用用地において、生活支援施設等及び民間施設等を整備する場合は、様式33と様式35により、生活支援施設等のみ整備する場合は、様式33により、民間施設等のみ整備する場合は、様式35により評価します。
- ※4 活用用地において、生活支援施設等及び民間施設等を整備する場合は、様式34と様式36により、生活支援施設等のみ整備する場合は、様式34により、民間施設等のみ整備する場合は、様式36により評価します。

Ⅱ 企業の技術力及び配置予定技術者の施工実績等

·····································	評価基準	配点
5 企業の技術力に関する事項【4点】		
(1)企業評価対象工事の施工実績等		最大2.5点
a 設計業務に当たる企業の設計実績(過去10年間:平成21年4月1日から入札書類を提出する前日までに完了) ※1 ※2 ※3	1 件につき0. 5点	最大1点
b 建設業務に当たる企業の施工実績(過去10年間:平成21年4月1日から入札書類を提出する前日までに完了) ※1 ※2 ※4	1 件につき0. 5点	最大1点
c 工事監理業務に当たる企業の工事監理実績(過去10年間:平成21年4月1日から入札書類を提出する前日までに完了) ※1 ※2	※3 1件につき0.5点	最大0.5点
(2)愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局発注工事又は国土交通省中部地方整備局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点(「	中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は()書の点とする。)	最大0.5点
a 建設業務に当たる企業の工事成績評定点(過去3年間:平成28年4月1日から入札書類を提出する前日までに完了) ※5 ※6	81 (80) 点以上:0.5点 79 (78) 点以上81 (80) 点未満:0.375点 77 (77) 点以上79 (78) 点未満:0.25点 75 (76) 点以上77 (77) 点未満:0.125点 上記に該当しない:0点	最大0.5点
(3)優良工事表彰の有無		最大0.5点
a 建設業務に当たる企業の優良工事表彰の実績(過去10年間:平成21年4月1日から入札書類を提出する前日まで) ※7 ※8	1 件につき0. 25点	最大0.5点
(4) I S O 9 O O 1 認証取得の有無	·	最大0.5点
a 設計業務に当たる企業のISO9001認証 ※9	認証がある場合0.2点	最大0.2点
b 建設業務に当たる企業のISO9001認証 ※9	認証がある場合0.2点	最大0.2点
c 工事監理業務に当たる企業のISO9001認証 ※9	認証がある場合0.1点	最大0.1点
•		最大4点

- ※1 企業の評価対象工事は、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)全てを満たす建築物の新築または増築工事とします。また、県発注工事以外の実績も認めます。設計業務に当たる企業の設計実績は、過去10年間に完成した建築物に限り認めます。
 - (a)建築物の用途:共同住宅
 - (b)施工規模:1棟あたりの住戸数56戸以上かつ延べ面積4,100平方メートル以上(増築の場合は増築部分の面積)
 - (c)建物構造:鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ※2 本件入札に参加する営業所(「営業所」には主たる営業所を含む。以下同じ。)の施工実績は、県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。
- ※3 設計・監理JVで行った設計又は監理の実績は、代表構成員としての実績に限り認めます。
- %4 特定 JVで行った施工実績は、出資比率が20%以上の構成員である場合に限り認めます。なお、経常 JVで行った施工実績は認めません。
- ※5 過去の元請としての愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局発注工事又は国土交通省中部地方整備局発注工事の うち、建築工事業に関する工事成績評定点を対象とします。
- ※6 今年度に完了した工事等については、成績評定結果の通知書が届いたものに限ります。
- ※7 愛知県建設局、都市整備局又は建築局が発注した工事での実績を認めます。なお、同業種に限定するものではありません。
- ※8 愛知県知事からの感謝状において、優良工事として選定されたものを対象とし、感謝状の日付が該当期間内のものを実績として認めます。
- ※9 本件入札に参加する営業所が認証されていることとします。

その他:上記評価項目に記載する愛知県の各組織については、平成31年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市整備局及び建築局の従前の組織には旧振興部は含みません。

Ⅱ 企業の技術力及び配置予定技術者の施工実績等

	評価項目	評価基準	配点
6 配置	置予定技術者の能力に関する事項【4点】		
(1)お	技術者評価対象工事の施工実績等		最大2.5点
	a 設計業務に当たる企業の配置予定管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)の設計実績(過去10年間:平成21年4月1日から入札書類を提出する前日までに完了) ※1 ※4	1 件につき0. 5点	最大1点
	b 建設業務に当たる企業の配置予定監理技術者の施工実績(過去10年間:平成21年4月1日から入札書類を提出する前日までに完了) ※1 ※2 ※4 ※5	1 件につき0. 5点	最大1点
	c 工事監理業務に当たる企業の配置予定管理技術者(工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。)の工事監理実績(過去10年間:平成21年4月1日から入札書類を提出する前日までに完了) ※1 ※4	1 件につき0. 5点	最大0.5点
(2)愛	愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局発注工事又は国土交通省中部地方整備局発注工事の中から、いずれか1件の工事成績評定点(中部地方整備局の工	事成績評定点の評価基準は () 書の点とする。)	最大0.5点
	a 建設業務に当たる企業の配置予定監理技術者が従事した工事の工事成績評定点(過去3年間:平成28年4月1日から入札書類を提出する前日までに 完了) ※3 ※4 ※5 ※6 ※7	81(80)点以上:0.5点 79(78)点以上81(80)点未満:0.375点 77(77)点以上79(78)点未満:0.25点 75(76)点以上77(77)点未満:0.125点 上記に該当しない:0点	最大0.5点
(3)(CPD(継続教育)実績		最大1点
	a 設計業務に当たる企業の配置予定管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)のCPD(継続教育)実績(平成30年4月1日から入札書類を提出する日の前日まで) ※4 ※8 ※9	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得:0.4点 1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得:0.2点 該当なし:0点	最大0.4点
	b 建設業務に当たる企業の配置予定監理技術者のCPD (継続教育) 実績 (平成30年4月1日から入札書類を提出する日の前日まで) ※4 ※5 ※8 ※9	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得:0.4点 1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得:0.2点 該当なし:0点	最大0.4点
	c 工事監理業務に当たる企業の配置予定管理技術者(工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。)のCPD(継続教育)実績(平成30年4月1日から入札書類を提出する日の前日まで) ※4 ※8 ※9	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得:0.2点 1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得:0.1点 該当なし:0点	最大0.2点
			最大4点

- ※1 配置予定技術者の評価対象工事は、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)全てを満たす建築物の新築又は増築工事とします。また、県発注工事以外の実績も認めます。設計業務に当たる企業の配置予定管理技術者の実績は、過去10年間に完成した建築物に限り認めます。
- (a) 建築物の用途: 共同住宅
- (b)施工規模:1棟あたりの住戸数37戸以上かつ延べ面積2,800平方メートル以上(増築の場合は増築部分の面積)
- (c)建物構造:鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ※2 主任(監理)技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で主任(監理)技術者又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。
- ※3 主任(監理)技術者又は現場代理人としての実績を求めます。なお、工事の途中で主任(監理)技術者又は現場代理人の交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認めます。
- ※4 (1)、(2)、(3)の実績は業務ごとに同一人のものであること。なお、入札書類の提出時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置予定技術者のうち、配点の合計が最も低い技術者の点数を評価します。
- ※5 建設業務に当たる企業の配置予定監理技術者に係る(1)、(2)、(3)の実績は、建築工事業の総合点数が最も高い企業が配置する監理技術者の実績を評価します。
- ※6 過去の元請としての建築工事業における愛知県建設局、都市整備局若しくは建築局発注工事又は国土交通省中部地方整備局発注工事の工事成績評定点を求めます。
- ※7 今年度に完了した工事等については、成績評定結果の通知書が届いたものに限ります。
- ※8 建築CPD情報提供制度によるCPD実績を対象とし、建築CPD運営会議(事務局:公益財団法人建築技術教育普及センター)が発行する証明書で確認します。
- ※9 証明書の単位取得期間は1年間とし、かつ平成30年4月1日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとします。

その他:上記評価項目に記載する愛知県の各組織については、平成31年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市整備局及び建築局の従前の組織には旧振興部は含みません。